

國民幼稚園に於て

（六）就學前養護的家國の任務

倉橋惣三

國民學校令によつて、國民初等普通教育に新たに附け加へられたものゝ一つが、養護訓導であり、養護學級であることは、何人の目にも著しいことである。而して此の意義は、たゞ初等普通教育に於て養護の方面に力を加へるといふばかりではない。假りにそれだけにして大に重視せらるべき改正點であるが、之れは、更に、所謂虛弱兒童をも國民學校の兒童として、當然の對象たらしめてゐる點である。從來は、虛弱兒童は、小學校に於ける邪魔ものの視せられ、特殊な、言ひ換へれば、國民初等普通教育のまゝ子でもあるやうに扱はれてゐた。それが、養護専門の訓導まで設けたのは、それらの虛弱兒が、國民學校の正當な對象であることを意味し來つたのである。その、國民教育としての本務上の意義の如何に深いものであるかは、多く論ずるまでもない。

ところで、これに基いて國民幼稚園の考へなければならぬ點が二つある。第一は、斯うしてまで、養護訓導を特設してまで、虛弱小國民を大切にしようとする國民學校に對して、その就學前を預る幼稚園が幼兒の健康に就て、如何に大きな責任を加重されるべきものであるかといふ點である。いつも繰りかへしていふやうに、幼稚園は必ずしも國民學校の直接の準備機關ではないとしても、健康といふ點に於ては、就學前年の特別な養護期として、その任務を托されても、寧ろ至當な位である。折角く、國民學校が一般兒童と共に厚く迎へようとしてゐるに對して、その前段階に於て、疾く注意を加へて、國民學校の勞を、少しでも軽くすべきであり、よつて以て一般的の教育效果を多からしめるべきである。

第二には、この責務を各幼稚園内に於て重んずる外に、同じ精神の擴張として養護學級乃至養護學校に準すべき、特殊幼稚園の必要である。鐵は赤いうちに鍛ふべしとは積極的眞理である。同様に、虛弱者はその幼きに於て早く養護すべしといふことは、消極的ながら同じ眞理でなければなるまい。國民學校就學前の虛弱兒に對し、國が、もつと力を用ふることは、國家愛でもあり、國家經濟でもある筈である。國民學校が養護に大に力を盡すこゝなつた。任しておかうでは、濟まない譯である。